



具体例に学ぶ e 法務ソリューション

デジタル訴訟社会を生き抜くために

デジタルデータには、 適切な証拠保全が必要です

第 2 回

訴訟対策に欠かせないデジタル証拠保全と
ログ復元ソリューション

text by AOS テクノロジーズ 株式会社 **AOS** Technologies

eLaw.jp : <http://elaw.jp/>

目ごろから データ保全に関する ポリシーの確立を

今年1月に米国で行われた知的財産訴訟では、被告側が証拠となる電子保存データを意図的に破損してしまつたために、原告側が裁判プロセスを経ずに勝訴となつたケースがありました。意図的な破損というのは、被告側が訴訟を受けた後、証拠となるはずの電子保存情報の入つたノートパソコンをオフィスビルの窓から外に放り投げ、さらに、そのノートパソコンを車で轢いて破壊してしまつたというものです。これは、デジタルデータの保全ルールをはなはだしく無視したきわめて悪質な行為だと言えるでしょう。

ここまでの例は少々極端かもしれませんが、企業は目ごろからデータ保全に関するポリシーを確立しておく必要があることを決して忘れてはいけません。

場合、データ保全ポリシーの不用意によって制裁金が課せられてしまふといった事態に陥ることのないよう、普段からデータ保全に関するポリシーを確立しておく必要があります。

基準が不明確な、 デジタルデータの保全

e デイスクバリーが一般的に普及している米国であっても、訴訟の際に、証拠として保全しなければいけないデジタルデータが消去されてしまつたという理由から、多大な制裁金を課せられた事例が数多く存在します。

実は、米国でもこうしたデータ保全に関しては、明確な基準が存在していないというのが実情なのです。過去の判例を見渡してみても、データ保全に対する考え方は統一されていません。デジタルデータがかかわる訴訟を担当した Paul Grimm 裁判官も「関連すると思われる証拠を保全するために、どのような手段を取らなければならないかについて、その見解は統一化されていない」と述

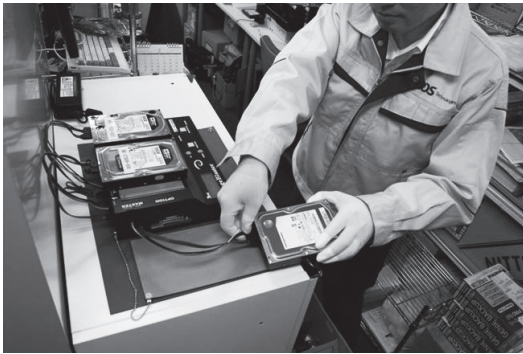
べています。

このように世界中の企業がその取り組み方に頭を悩ますデジタルデータ保全において、大きな効力を発揮するのが、AOSテクノロジーズが提供する「e法務ソリューション」のラインナップである、デジタルデータを証拠として開示する「e法務ディスクバリサービス」と、デジタル証拠を復元・調査する「e法務フォレンジックサービス」です。

証拠保全で 原本性の担保を

デジタルデータを証拠として扱うような場合には、どのようにその証拠保全を行っているかが最も重要なポイントとなります。デジタルデータというのは、コピーや消去、改ざんが容易であるという性質があるため、証拠となるデータが捏造されたものや改ざんされたものではないことを保証する証拠保全が鍵となるのです。

e法務ソリューションでは、デジタルデータの証拠保全に際し、ファイルがオリジナルから改ざんされ



ハードディスクの保全作業

ていないことを確認・証明するために、ハッシュ値が用いられます。媒体から算出されたハッシュ値は、一対一対応となっているため、同じハッシュ値を持つ原文を複数作成することは理論上不可能とされています。ですから、データ保全を行う場合には、必ずハッシュ値を取り、さらには保全を行っている様子を、日付や時間が記録できるビデオカメラなどで撮影しておくことも必要となります。

とりわけ注意すべきなのは、携帯電話のデータを証拠として扱う場合です。携帯電話の電源を入れてし

まうと、電話を着信したり、メールを受信したりすることで、証拠となるデータの状態が変わってしまい、証拠性が損なわれてしまう可能性があるのです。ですので、AOSテクノロジーズでは、携帯電話のデータを扱う場合、電波を遮断するシールド装置を使用して、電波が届かない環境での調査を行っています。また、いきなり携帯電話に直接アクセスして調べてしまうと、データを改ざんしてしまうリスクがありますので、事前に必ずオリジナルのデータを別の媒体にコピーしてハッシュ値を取ってから、調査をするといった対策も実施しています。

削除されたデータの復元で、きわめて有効な 証拠を検出する

証拠保全にかかわる調査を、専門的な知識が無い社内のスタッフが行うことは非常に危険です。加えて訴訟の際には、証拠としたデータの客観性が問われることもあります。なので、信用のおける外部の専門会社に調査を依頼し、適切な保全手続

きを経て、証拠調査を行った事実についての証明書を発行してもらうことが有効な対策となるのです。

そして重要なのは、昨今のデジタル訴訟においては、ハードディスクや携帯電話のメモリーから証拠となるデータを意図的に削除されるケースが非常に目立ってきているという事実です。このように、故意にデータが消されてしまった場合には、その復旧はきわめて困難とされています。しかし、e法務フォレンジックでは、AOSテクノロジーズが10年以上にわたって培ってきた高度な復旧技術を駆使することでそれを可能にしています。

このように、保全されたハードディスクやメモリーに対して、データの復元作業を行い、削除されたしまったログデータを調査対象に加えることによって、重要な証拠データの検出率を高めることができるということは、法務担当者であればぜひ理解しておかねばなりません。不正が起った場合は、データが消されている可能性が高い。それを復元できれば、裁判を優位に進めることができるでしょう。